

平成○年（ヨ）第○号 不動産仮差押命令申立事件

債権者 ○

債務者 ○

管轄区域外への供託許可申立書

平成○年○月○日

○○地方裁判所 民事部 御中

債権者代理人

弁護士 ○ 印

申立ての趣旨

上記当事者間の頭書事件について、申立人が担保として供託することを命じられた金○万円を○○法務局に供託すること許可されたく申し立てる。

申立ての理由

頭書事件では、債権者の住所地及び債権者代理人の事務所所在地は東京都内にあり、同所から御庁の管轄区域内の供託所は遠隔地であるため、遅滞なく担保を供託するのが困難である。

なお、本件は現金で供託するので、万が一、債務者が権利行使した場合であっても郵便請求による隔地払いや電子申請での払い渡し請求も可能であり、債務者には特に不利益はないものと思われる。

以上